

2020年5月10日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

# 新・人事マネジメント戦略

2020年5月号 Vol.2005



[緊急特集]

## 雇用調整助成金

～ 初回支給申請までの流れと準備 ～

### 業務案内

#### 【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

#### 【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

# 新・人事マネジメント戦略



[緊急特集] 雇用調整助成金  
～ 初回支給申請までの流れと準備 ～

田中社会保険労務士事務所 代表  
特定社会保険労務士 田中 洋

## 雇用調整助成金って、そもそもどのような助成金？

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るために支払った休業手当を助成する制度です。

今月号では、[緊急特集]として、新型コロナウイルスによる特例『雇用調整助成金』の申請手続きについて、今、何をやらないといけないのか？何を決め、何を準備、記録しておかなければならないのか？についてご案内します。「申請から入金までに相当な期間を要するのでは？」という憶測もあります。今から準備して、支給申請に備えておきましょう！

※本号では、手続きが複雑と言われる『雇用調整助成金』の手続き内容を分かりやすくお伝えするため、ポイントを絞り編集しています。一部説明を簡略化している点についてはご了承ください。また、令和2年4月27日時点での内容（緩和措置等が予定される内容を含む）となっています。

マスク着用



## うちは貰えるの？

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主が対象
- 雇用保険に加入していること
- 売上高・生産量などが、その最近1か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること（4/1～6/30は5%）以上減っていれば、事業主としての要件を満たします。

除菌のお願い



## 対象となる労働者は？

- 雇用保険に加入している被保険者
- (4/1～6/30)については、雇用保険に加入していないパートタイマーやアルバイトなどの従業員も対象となります。

## 対象となる休業日って？

- ① 丸1日の休業日
- ② 雇用保険に加入している全従業員に一齐に1時間以上の休業（4/1～6/30の間は一齐でなくても可能）
- ③ ただし、①と②の休業規模が全体の1/40（大企業は1/30）以上となることが要件です。試しに一日二日休んでみようは、要件を満たさない可能性がありますのでご注意ください。

顔をさわらない！



## ここまでのまとめ

令和2年1月24日～2年7月23日までの休業期間について、計画届提出月の前月の売上が前年同月に比べて10%以上（4/1～6/30は5%以上）減っている雇用保険の事業主が、従業員を休業させ、休業手当を支払った場合に、この助成金が受けられます。

※休業手当とは、労働基準法第26条に基づき、使用者の責に帰すべき事由により休業した場合に労働者に支払われる手当のことです。使用者は、休業期間中、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

間隔を空けましょう



## どのくらい貰えるの？

期間	受給率（中小企業）	大企業（中小企業）
4/1/～6/30	9/10 （解雇ありの場合は4/5）	3/4 （解雇ありの場合は2/3）

※上限 8,330円（2020年3月1日以降）

【受給率とは？】上記の9/10は、何に対しての率なのでしょうか？

厳密には、事業主が従業員に支払った休業手当の金額がそのまま助成金の基準額となるものではなく、前年度の労働保険年度更新時の雇用保険の算定基礎賃金と人数等に基づき労働局所定の算定基準により算定された額が基準となり、説明するにはとても複雑ですので、正しくはありませんが、イメージとしてという理解でご承知おきください。

1日の平均賃金（日給）が14,000円の社員を以下の休業手当を支払ってお休みさせた場合ですが、

- ①14,000 円の 6 割補償で 8,400 円の休業手当を社員に支払う。  
→ 1 日あたりの助成金の額は、 $8,400 \times 9 \text{割} = 7,560 \text{円}$
- ②14,000 円の 9 割補償で 12,600 円の休業手当を社員に支払う。  
→ 1 日あたりの助成金の額は  $12,600 \text{円} \times 9 \text{割} = 11,340 \text{円}$   
ただし、上限が適用され 8,330 円が 1 日あたりの助成金受給額となります。

よって、上記①の例にあるような、1 日の平均賃金が 14,000 円の社員を 6 割の休業手当で、月当たり 20 日間休業させ、この助成金を申請した場合は、151,200 円の助成金が受けられることとなります。ただし、支払った休業手当の総額は、20 日分で、 $20 \text{日} \times 8,400 \text{円} = 168,000 \text{円}$ ですので、 $168,000 \text{円} - 151,200 \text{円} = 16,800 \text{円}$ は会社負担となります。



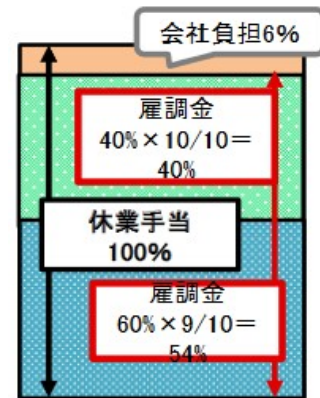
## さらに拡充され、会社負担が少なくなりました。

令和 2 年 5 月 1 日発表されました拡充内容は次の通りです。

【拡充 1】休業手当の支払率 60% 超の部分の助成率を特例的に 10/10 に。これにより会社の負担は 6% となります。

【拡充 2】また、拡充 1 のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率が特例的に 10/10 となります。具体的には、新型コロナウイルスの感染拡大で都道府県知事からの休業要請に応じるなどした中小企業に対し、従業員 1 人あたり日額 8,330 円を上限として休業手当の全額が助成されるということになりました。

また、日額 8,330 円の上限の引き上げが更に検討されています。



## で！ 今、何をやらなければならないの？

【ステップ 1】従業員に説明して、休業してもらうこと、休業日の賃金補償については、日額の 6 割から 10 割を支払うことを説明し、理解を得てください（6 割以上は法定要件です。6 割から 10 割の範囲内で会社にて取り決めてください）。

## で！今、何をやらなければならないの？

### 【ステップ2】休業期間と休業日を設定してください。

- ・原則は、丸1日休業を基本としてください。
- ・時間休業を行う場合は、1時間以上で実施してください。
- ・誰をどれくらい休ませるかは、会社の判断でOKです。
- ・休業期間は、給与計算期間に合わせて休業シフトを作ってください。
- ・詳細な説明は省きますが、損得で言えば、給与が少ない従業員に休業してもらった方が、会社の負担は少なくて済みます。
- ・その他、労務管理上の注意点としては、休業させる人間に偏りがある場合には、不平不満の元になる場合もあり注意してください。

## 支給申請はいつになるの？

判定基礎期間（原則「賃金締切期間」）ごとにその末日の翌日から2ヵ月以内に支給申請を行います。締切日を1日でも過ぎると、助成金は1円も受けられませんので注意してください。

《例》判定基礎期間が4月16日～5月15日の休業期間に対する助成金申請を行う場合は、5月16日～7月15日までが支給申請期間となります。



## いつ入金となりますか？

通常ですと、支給申請書を受理された日から2ヵ月程度です。ただし、現在は非常に多くの申請が予想されます。過去のリーマンショックの際は3～4ヵ月程度でした。今回はそれ以上も予想されます。資金を確保して休業をしないと途中で資金がショートするおそれもあります。あわせて緊急融資などの資金調達も忘れないようにしてください。

## ご準備ください！

- 売上が5%下がったことを証明する書類（売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等）
- 既存の労働者名簿及び役員名簿
- 休業期間の出勤簿、タイムカード、手書きのシフト表でも可
- 休業期間の賃金台帳、給与明細のコピーでも可
- その他、就業規則、賃金規程、雇用契約書（労働条件通知書）など

## ★ その他お問合せの多い助成金

### ★学校等休業助成金

臨時休業した小学校や特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもを世話するために、2/27～6/30 の間に従業員（正規・非正規を問わず）に有給の休暇（法定の年次有給休暇を除く）を取得させた会社に対し、休暇中に支払った賃金全額（1日 8,330 円が上限）が助成されます。

#### 【助成内容】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330 円を超える場合は 8,330 円）

【申請期間】令和2年3月18日～9月30日までです。厚生労働省・都道府県労働局 ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。＊事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について一度にまとめて申請をお願いします。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター  
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）



申請用紙などは、ここからダウンロードできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_u/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/pageL07_00002.html)

#### ■編集後記

私たちの社会や行動を変容させる新型コロナウイルスの感染拡大の波。緊急事態宣言が今月いっぱい延長されることになりました。昨今の今頃と言えば、「平成最後の〇〇」と惜しみ、まもなく訪れる令和時代を前に、世間が騒ぎ、はしゃいでいたのを思い出します。あれから1年、まさか自分達が1年後に新型コロナウイルスという感染症によって、休業や外出自粛など苦しい生活を強いられようとは、誰しもが想像できなかったことでしょう。

このような日々が続く、「大切な人と気兼ねなくいつでも会える事は当たり前ではない」という事を痛感させられます。そして、医療従事者、宅配業者、スーパーの店員さん等、自分たちの生活を支えてくれている全ての方への感謝の気持ちも忘れずに過ごさなくてはならないと強く思います。日々感染者数は増え続け、苦しい状況はしばらく続くと思います。しかし、状況はいつか必ず好転すると信じ、今自分にできることを精一杯やるだけです。

田中社会保険事務所だより Vol.2005

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2020年5月10日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋

田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター



0087

名古屋市名東区名東本通2-32

星ヶ丘イーストビル2階A号室

TEL052-753-8800

FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail : [tsr@waltz.ocn.ne.jp](mailto:tsr@waltz.ocn.ne.jp)